

参考資料 1 監査役選任議案に関する監査役会の同意書（第 1 章〔2〕第 1 項関連）

会社法上、監査役選任議案について監査役会の同意書面の作成は求められていないが、実務上は、同意のプロセスを記録に残す趣旨から、作成することが望ましい。各社の実情に応じて文言をご検討願いたい。

（1）監査役選任議案に関する監査役会の同意書例

〇〇〇〇 株式会社 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 殿 〇〇〇〇 株式会社 監査役会 <table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"><tr><td>常勤監査役</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>印</td></tr><tr><td>常勤監査役</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>印</td></tr><tr><td>監査役</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>印</td></tr><tr><td>監査役</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>印</td></tr></table> 監査役選任議案に関する同意書 当監査役会は、〇〇〇〇年〇月〇〇日開催の第〇〇回定時株主総会に提出予定の監査役選任議案について、会社法第 343 条第 1 項及び第 3 項に基づき協議した結果、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を監査役候補者とする議案の提出に同意いたします。 以 上	常勤監査役	〇	〇	〇	〇	印	常勤監査役	〇	〇	〇	〇	印	監査役	〇	〇	〇	〇	印	監査役	〇	〇	〇	〇	印	〇〇〇〇年〇月〇〇日
常勤監査役	〇	〇	〇	〇	印																				
常勤監査役	〇	〇	〇	〇	印																				
監査役	〇	〇	〇	〇	印																				
監査役	〇	〇	〇	〇	印																				

（2）監査役選任議案に関する監査役会の同意についての議事録の記載例

第〇号議案	監査役選任議案に関する監査役会の同意の件 議長から、〇月〇日付にて〇〇〇〇代表取締役社長から第〇〇回定時株主総会に提出予定の監査役選任議案について、会社法第 343 条第 1 項及び第 3 項に基づき監査役会の同意を求めたので、お諮りしたい旨前置きの上、監査役候補者として、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の各略歴と他の会社の代表状況等を説明し、提案があった。 審議の結果、全員異議なく同意した。
-------	--

【参考】監査役会へ監査役選任議案に関する同意を求める場合の文例

〇〇〇〇 株式会社 監査役会 殿 〇〇〇〇 株式会社 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 監査役選任議案に関する同意を求める件 〇〇〇〇年〇月〇〇日開催の第〇〇回定時株主総会に提出予定の、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を候補者とする監査役選任議案について、会社法第 343 条第 1 項及び第 3 項に基づき監査役会の同意を求めますので、〇月〇日までにご回答下さい。 なお、各監査役候補者の略歴等は別紙のとおりです。 以 上	〇〇〇〇年〇月〇〇日
--	-------------------

参考資料２ 選定書及び互選書並びに協議書の例（第１章〔２〕第４項、第５項、〔３〕第６項関連）

１．常勤監査役の選定、特定監査役の選定、特別取締役による特別取締役会に出席する監査役の互選及び監査役の報酬・賞与・退職慰労金の協議を監査役会で行った場合にはその旨を議事録に記載する（会 390、393、施規 109）。

また、法令上、義務付けられていないが、選定書及び互選書並びに協議書を作成し、代表取締役（社長）に送付する。

２．互選及び協議は、監査役会で行う場合と監査役間で行う場合とがあるが、この参考例は、監査役会で行った場合で、互選書及び協議書の基本的な構成を示す一例である。

また、監査役間で行った場合には、この参考例から、「監査役会において」及び「監査役会」を削除することとし、冒頭に「私たち監査役は、」を追加する等、各社の実情に応じて文言をご検討願いたい。

（１）送り状

		〇〇〇〇年〇月〇日			
〇〇〇〇 株式会社					
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 殿					
		〇〇〇〇 株式会社 監査役会			
		常勤監査役 〇 〇 〇 〇 印			
		常勤監査役 〇 〇 〇 〇 印			
		監 査 役 〇 〇 〇 〇 印			
		監 査 役 〇 〇 〇 〇 印			
選定書及び互選書並びに協議書提出の件					
法令・定款及び株主総会の決議に基づき、下記選定書及び互選書並びに協議書を提出いたします。					
記					
常勤監査役選定書					
特定監査役選定書					
特別取締役による取締役会出席監査役互選書					
賞与に関する協議書					
退職慰労金協議書					
報酬協議書					
以 上					

(2) 常勤監査役選定書

常勤監査役選定書	
会社法第 390 条第 3 項及び当社定款第○条に基づき、○○○○年○月○日開催の監査役会において下記のとおり常勤の監査役を選定し、選定された監査役は就任を承諾いたしました。	
記	
1. 常勤監査役	<u>○ ○ ○ ○</u> <u>○ ○ ○ ○</u>
2. 就任日	○○○○年○月○日
○○○○年○月○日	
○○○○	株式会社 監査役会
	常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印
	常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印
	監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印
	監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印

(3) 特定監査役選定書

特定監査役選定書	
会社法施行規則第 132 条及び会社計算規則第 130 条（会計監査人設置会社でない場合は第 124 条）の各第 1 項及び第 5 項第 2 号イ並びに当社定款第○条に基づき、○○○○年○月○日開催の監査役会において下記のとおり特定監査役を選定し、選定された監査役は就任を承諾いたしました。	
記	
1. 特定監査役	<u>○ ○ ○ ○</u>
2. 就任日	○○○○年○月○日
○○○○年○月○日	
○○○○	株式会社 監査役会
	常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印
	常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印
	監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印
	監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印

(4) 特別取締役による取締役会出席監査役互選書

特別取締役による取締役会出席監査役互選書

会社法第 383 条第 1 項ただし書及び当社定款第○条に基づき、○○○○年○月○日開催の監査役会において下記のとおり特別取締役による取締役会に出席する監査役を互選し、選定された監査役は就任を承諾いたしました。

記

1. 特別取締役による取締役会出席監査役

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

2. 就任日

○○○○年○月○日

○○○○年○月○日

○○○○

株式会社 監査役会

常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印

常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印

監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印

監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印

(5) 報酬協議書ー1（月額報酬のみで賞与としての支給がない場合）

報酬協議書

各監査役の報酬額について会社法第 387 条第 2 項の規定に基づき、(○○○○年○月○日開催の監査役会において) 監査役間で協議した結果、下記のとおり決定いたしました。

記

1. 協議者 監査役 4 名全員

2. 各監査役の報酬額

常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 月額 円

常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 月額 円

監 査 役 ○ ○ ○ ○ 月額 円

監 査 役 ○ ○ ○ ○ 月額 円

合 計 月額 円

ただし、○○○○年○月○日開催の第××回定時株主総会において決議された監査役の報酬月（年）額 万円以内

3. 実 施 ○○○○年○月分より実施

○○○○年○月○日

○○○○

株式会社 監査役会

常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印

常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印

監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印

監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印

(6) 報酬協議書－2（株主総会決議の報酬総額の範囲内で賞与を支給する場合の例）

報酬協議書												
各監査役の報酬額について会社法第 387 条第 2 項の規定に基づき、(〇〇〇〇年〇月〇日開催の監査役会において) 監査役間で協議した結果、下記のとおり決定いたしました。												
記												
1. 協議者	監査役 4 名全員											
2. 各監査役の報酬額												
常勤監査役	〇	〇	〇	〇	月額	円	賞与	円	合計年額	円		
常勤監査役	〇	〇	〇	〇	月額	円	賞与	円	合計年額	円		
監査役	〇	〇	〇	〇	月額	円	賞与	円	合計年額	円		
監査役	〇	〇	〇	〇	月額	円	賞与	円	合計年額	円		
合 計					月額	円	賞与	円	合計年額	円		
ただし、〇〇〇〇年〇月〇日開催の第××回定時株主総会において決議された監査役の報酬年額_____万円以内（注:必要な場合は賞与の支給時期・方法を付記する）												
3. 実 施	〇〇〇〇年〇月分より実施											
	〇〇〇〇年〇月〇日				〇〇〇〇		株式会社 監査役会					
							常勤監査役	〇	〇	〇	〇	印
							常勤監査役	〇	〇	〇	〇	印
							監査役	〇	〇	〇	〇	印
							監査役	〇	〇	〇	〇	印

(7) 賞与に関する協議書（賞与について、通常の報酬等とは独立した議案として株主総会の決議を得た場合）

賞与に関する協議書												
〇〇〇〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会第〇号議案（第〇期役員賞与支給の件）の承認決議に基づき、各監査役が受ける賞与の額について（〇〇〇〇年〇月〇日開催の監査役会において）監査役間で協議した結果、下記のとおり決定いたしました。												
記												
1. 協議者	監査役 3 名全員											
2. 監査役が受ける賞与の額												
常勤監査役	〇	〇	〇	〇	円							
常勤監査役	〇	〇	〇	〇	円							
監査役	〇	〇	〇	〇	円							
合 計					円							
	〇〇〇〇年〇月〇日				〇〇〇〇		株式会社 監査役会					
							常勤監査役	〇	〇	〇	〇	印
							常勤監査役	〇	〇	〇	〇	印
							監査役	〇	〇	〇	〇	印

(8) 退職慰労金協議書

退職慰労金協議書

〇〇〇〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会第〇号議案（退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件）の承認決議及び当社役員退職慰労金内規に基づき、退任監査役 〇〇〇〇 氏に対する退職慰労金の額、贈呈の時期及び方法について（〇〇〇〇年〇月〇日開催の監査役会において）監査役間で協議した結果、下記のとおり決定いたしました。

記

1. 協議者 監査役 4 名全員
2. 退任監査役 〇〇〇〇 氏 に対する退職慰労金の額
金 〇〇〇 〇〇〇 〇〇 円
3. 同贈呈の時期及び方法
上記内規で定めるところによる。
〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇 株式会社 監査役会
常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印
常勤監査役 ○ ○ ○ ○ 印
監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印
監 査 役 ○ ○ ○ ○ 印

参考資料３ 監査役への報告体制等についての申し合わせ例（第２章第３項関連）

（１）申し合わせ書例

監査役への報告体制等について		
取締役及び監査役は、「業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針」に基づき、監査役への報告体制等について、以下のとおり申し合わせ事項として定める。		
Ⅰ．会議への出席等		
- 取締役及び使用人は、監査役に対し、取締役会を始め、〇〇会議・〇〇委員会等の重要会議（該当する会議体は、会議体の新設・改廃の都度、監査役と調整する）への出席を求めるとともに、事前説明・資料提供等、必要な対応を行う。 - 監査役は、上記の重要会議への出席等により、意思決定の経過及び業務執行の状況を把握する。		
Ⅱ．稟議書、決裁書等の閲覧		
- 監査役は、定例的に稟議書・決裁書・報告書等を閲覧する。具体的には、監査役が指定する。 - 取締役及び使用人は、監査役から稟議書・決裁書・報告書等の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じる。		
Ⅲ．定例的報告事項		
- 監査役は、各年度の監査方針・計画に基づき、取締役及び使用人に対し、会社及びグループ企業に関する次の事項について、定例的に報告を求める（報告時期及び具体的内容等は、取締役と調整する）。 （１）経営の状況・課題 （２）業務の遂行状況 （３）リスク管理の状況 （４）コンプライアンスの状況 （５）内部監査部門が実施した内部監査結果（内部統制システムに関する監査を含む） （６）会計・財務の状況 （７）監査指摘事項への対応状況 （８）その他重要事項 - 取締役及び使用人は、上記の求めに応じ定例的に報告を行うとともに、必要な情報提供を行う。		
Ⅳ．臨時的報告事項		
取締役及び使用人は、会社及びグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす次の事項が発生、又は発生するおそれがあると判断した場合には、その都度速やかに監査役へ報告・情報提供を行う。また、その後の経過等についても、適宜、報告・情報提供を行う。		
報 告 事 項		基 準
内 容	主な事例等	
１．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実		
２．取締役及び使用人の職務遂行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する事実及びそのおそれのある事実		

3. 行政当局検査結果、行政当局から受けた処分等			以 上
4. 財務・会計面での重要な事実			
5. 業務及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容等			
6. 倫理相談窓口に出された重要な事実 (ただし、相談者の氏名・所属等を除く)			
7. その他上記に準ずる重要事実			

(2) 取締役等から提出を受ける重要な資料と報告事項例

I. 監査役が提出を受ける重要な書類一覧表

書類名	提出元	頻度	提出先
経営会議資料及びグループ経営会議資料	企画管理部	都 度	監査役室
社長決裁書	企画管理部	都 度	監査役室
個別部門決裁書及び月次決裁報告書	企画管理部 各管理部門	都 度	監査役室
コンプライアンス委員会資料	法務部	都 度	監査役室
環境管理委員会資料	環境部	2 回/年	ヒアリング時 に提出
年金資産運用管理委員会資料	財務部	都 度	監査役室
予算に関する資料	事業部 本社	2 回/年	ヒアリング時 に提出
全社決算に関する資料（四半期決算等含）	経理部	4 回/年	監査役室
会計監査人監査立会報告書	経理部	都 度	監査役室
交際費・寄付金に関する報告書	経理部 総務部	1 回/月	監査役室
単元未満株式買取り等状況	法務部	1 回/月	監査役室
株式期報	法務部	2 回/年	監査役室
訴訟・調停状況報告書	法務部 知的財産部	2 回/年	監査役室
営業活動報告書	営業総括部	1 回/月	監査役室
災害速報 災害調査報告書	人事労務部	都 度	監査役室
災害統計	人事労務部	1 回/月	監査役室

Ⅱ. 発生の都度速やかに報告を受ける重要事項（連結子会社を含む）

（１）コンプライアンス関連事項等

- ① 不祥事等コンプライアンスに関わる重大事態の発生
- ② 環境事故：「環境管理規程」第〇〇条（重要事項の報告）に該当する事項
- ③ 税務調査の結果

（２）重大な訴訟・係争・紛争の発生

（３）重大なクレームの発生

ただし、１件当たりのクレーム処理金額が、〇〇〇万円以上と見込まれる場合

（４）取引先等の倒産（あるいはそのおそれ）等

ただし、債権、投融資に係る損失の発生の見込みが〇〇〇万円以上の場合

（５）操業に重大な影響を及ぼす設備事故・トラブルの発生

（６）災害等

- ① 労働災害：重大災害及びそれに類する災害
- ② 自然災害：地震、台風等による重大な被害の発生

（７）上記以外の事項で、会社に重大な損害を与えるおそれのある事象

参考資料 4 会計監査人選任議案の内容の決定に関する通知書（第 5 章第 2 項関連）

会社法上、会計監査人選任議案について監査役（会）が議案の内容を決定したことの通知書面の作成は求められていないが、実務上は、取締役による株主総会議案提出につなげるために、通知書面を作成することが望ましい。

なお、現任の会計監査人を再任する場合は、株主総会に議案を提出する必要がなく法的な手続は必要がないが、監査役（会）が、不再任又は解任の決定権を有する以上は、再任する（すなわち、不再任としない）ことについても決定しておく必要が生じるので、（１）の文例に準じて決定内容の通知書面を作成することが望ましい。

新たな会計監査人の選任議案は通常、現会計監査人の辞任（合意による契約解除）又は不再任（任期満了による退任）と合わせて提出されることが多いと考えられるが、現会計監査人の解任議案は、選任議案と同時の提出であっても議案としては独立して提出されることも多いと考えられるので、それぞれの場合により各社の実情に応じて文言をご検討願いたい。

（１）会計監査人の再任についての通知書例

〇〇〇〇年〇月〇〇日				
〇〇〇〇 株式会社				
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 殿				
〇〇〇〇 株式会社 監査役会				
常勤監査役 〇 〇 〇 〇 印				
常勤監査役 〇 〇 〇 〇 印				
監 査 役 〇 〇 〇 〇 印				
監 査 役 〇 〇 〇 〇 印				
会計監査人の再任について				
当監査役会は、第〇期事業年度の会計監査人について審議した結果、〇〇〇〇監査法人を再任することを決定しましたのでご連絡いたします。				
以 上				

(2) 現会計監査人を再任しない（任期満了による退任）こととし、新たな会計監査人を選任する議案の内容の決定に関する監査役会の通知書例

		〇〇〇〇年〇月〇〇日	
〇〇〇〇 株式会社			
代表取締役社長	〇 〇 〇 〇 殿		
		〇〇〇〇 株式会社 監査役会	
		常勤監査役	〇 〇 〇 〇 印
		常勤監査役	〇 〇 〇 〇 印
		監 査 役	〇 〇 〇 〇 印
		監 査 役	〇 〇 〇 〇 印
現会計監査人の不再任及び新たな会計監査人の選任議案について			
当監査役会は、〇〇〇〇年〇月〇〇日開催の第〇〇回定時株主総会における会計監査人選任議案について、会社法第 344 条第 1 項及び第 3 項に基づき審議した結果、現会計監査人〇〇監査法人（公認会計士）を再任しないこととし、新たに会計監査人として〇〇監査法人（公認会計士）を選任する議案の内容を決定しましたのでご連絡いたします。			
なお、現会計監査人を再任しない議案の内容の決定理由及び〇〇監査法人（公認会計士）を会計監査人の候補者とした理由 ^(注) は下記のとおりです。			
記			
1. 現会計監査人を再任しない議案の内容の決定理由			
2. 〇〇監査法人（公認会計士）を会計監査人の候補者とした理由			
以 上			

^(注) 現会計監査人を再任しない議案の内容の決定理由、及び、新たに会計監査人の候補者とした理由は、共に株主総会参考書類記載事項である（施行規則 77 三、81 二）

(3) 現会計監査人を再任しない（任期満了による退任）こととし、新たな会計監査人を選任する議案に関する監査役会の決議についての議事録記載例

第〇号議案 現会計監査人の不再任及び新たな会計監査人選任に関する株主総会議案の内容について
議長から、会社法第 344 条第 1 項及び第 3 項に基づき、第〇〇回定時株主総会における会計監査人選任議案の内容について、現任の会計監査人を再任しないこととし、新たに会計監査人を選任することにつき、お諮りしたい旨前置きの上、現会計監査人を再任しないこととする理由並びに新たな会計監査人の候補者は、〇〇監査法人（公認会計士）であること及びその候補者選任の経緯、理由並びに選任に関する概要書の内容等を説明し、株主総会議案の内容として決定したい旨の提案があった。
〇〇監査役から〇〇の意見があり、審議の結果、全員異議なく本議案は原案のとおり決議された。

参考資料 5 会計監査人の報酬等に関する監査役会の同意書（第 5 章第 3 項関連）

会社法上、会計監査人の報酬等について監査役会の同意書面の作成は求められていないが、実務上は、同意のプロセスを記録に残す趣旨から、作成することが望ましい。

文言については各社の実情に応じてご検討願いたい。

文例 1 会計監査人の報酬等に関する監査役会の同意書

〇〇〇〇 株式会社 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 殿 〇〇〇〇 株式会社 監査役会 常勤監査役 〇 〇 〇 〇 印 常勤監査役 〇 〇 〇 〇 印 監 査 役 〇 〇 〇 〇 印 監 査 役 〇 〇 〇 〇 印 会計監査人の報酬等に関する同意書 当監査役会は、第〇〇期（〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日）の事業年度における会計監査人の報酬等の額について、会社法第 399 条第 1 項等に基づき審議した結果、下記の金額で同意いたします。 記 1. 報酬等の額：〇〇〇〇千円 2. 同意の理由 ^(注)	〇〇〇〇年〇月〇〇日 以 上
--	------------------------------

文例 2 会計監査人の報酬等に関する監査役会の同意についての議事録の記載例

第〇号議案 会計監査人の報酬等に関する監査役会の同意の件 議長から、〇月〇日付にて〇〇〇〇代表取締役社長から第〇〇期（〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日）の事業年度における会計監査人の報酬等の額について、会社法第 399 条等に基づき監査役会の同意を求めてきたので、お諮りしたい旨前置きの上、算定根拠等を説明し、提案があった。 審議の結果、全員異議なく下記のとおり同意した。 記 1. 報酬等の額：〇〇〇〇千円（算定の根拠は別紙のとおり） 2. 同意の理由 ^(注)

^(注) 本文の第 5 章第 3 項Ⅱ－1 からⅡ－5 の過程で形成された同意の理由が記載され、その理由は公開会社の事業報告に記載される。

【参考】監査役会へ会計監査人の報酬等に関する同意を求める場合の文例

		〇〇〇〇年〇月〇〇日	
〇〇〇〇 株式会社	監査役会 殿	〇〇〇〇 株式会社	
		代表取締役社長	〇 〇 〇 〇
会計監査人の報酬等に関する同意を求める件			
第〇〇期（〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日）の事業年度における会計監査人の報酬等の額について、会社法第 399 条に基づき下記のとおり同意を求めますので、〇月〇日までにご回答下さい。			
記			
報酬等の額：〇〇〇〇千円			
なお、算定の根拠は別紙のとおりであります。			
			以 上

参考資料6 取締役会の決議事項及び報告事項の例（第8章第2項関連）

I. 決議事項

1. 法令で定められた事項

- (1) 取締役会設置会社の業務執行の決定（会 362②一）
- (2) 代表取締役の選定及び解職（会 362②三、③）
- (3) 代表取締役以外の業務執行取締役の選定及び解職（会 363①二）
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け（会 362④一）
 - a) 一件 円以上の不動産の取得及び処分
 - b) 一件 円以上の設備の取得及び処分
 - c) 一件 円以上の投融資
 - d) 一件 円以上の債務免除
 - e) 一件 円以上の寄付
- (5) 多額の借財（会 362④二）
 - a) 一件 円以上の借入
 - b) 一件 円以上の債務保証
- (6) 重要な人事（会 362④三）
 - a) 使用人の委嘱及び解嘱
 - b) 部・室長以上の人事
- (7) 支店、工場その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（会 362④四）
- (8) 募集社債に関する事項の決定（会 362④五、676）
- (9) 内部統制システムの整備（会 362④六、⑤）
- (10) 定款規定に基づく取締役会決議による役員の責任の免除（会 362④七、426）
- (11) 譲渡制限株式・譲渡制限新株予約権の譲渡等の承認（会 136、137①、139、140⑤、204②、265①）
- (12) 自己株式の取得価格等の決定（会 157②）
- (13) 自己株式の子会社からの取得・市場取引等による取得・消却（会 163、165②③、178）
- (14) 株式の分割（会 183）
- (15) 株式の無償割当て（会 186③）
- (16) 一単元の株式数の減少又は単元株の廃止（会 195①）
- (17) 配当優先株式の配当額の決定（会 108②一、③）
- (18) 取得請求権付株式の発行、取得条件等の決定（会 108②五、③）
- (19) 取得条項付株式の取得の決定（会 169）
- (20) 所在不明株主の株式の競売及び売却並びに買受け（会 197）
- (21) 株主総会の招集及び目的事項（議案）の決定（会 296③、298④）
- (22) 株主総会における書面による議決権行使の決定（会 299②）
- (23) 株主総会における電磁的方法による議決権行使の決定（会 299③、298①四）
- (24) 取締役会を招集すべき取締役の決定（会 366①ただし書）
- (25) 基準日の決定（会 124）
- (26) 取締役候補者の決定（指名）

- (27) 取締役の個人別報酬等の内容の決定に関する方針の決定（会 361⑦）
- (28) 取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表の決定（会 364）
- (29) 会社と取締役との利益が相反する状況における業務の執行の社外取締役への委託（会 348 の 2）
- (30) 特別取締役による取締役会の決議（会 373）
- (31) 取締役の競業取引の承認（会 356、365①）
- (32) 取締役と会社間の利益相反取引の承認（会 356、365①）
- (33) 補償契約・役員等賠償責任保険契約の内容の決定（会 430 の 2、430 の 3）
- (34) 募集株式の募集事項の決定（会 199、201、202、204）
- (35) 募集新株予約権の募集事項等の決定（会 238～241、243）
- (36) 新株予約権の譲渡（会 254、262、263①、265）
- (37) 取得条項付新株予約権の取得日等の決定（会 273①、274②）
- (38) 新株予約権の無償割当てに関する事項の決定（会 278③）
- (39) 事業報告・計算書類等の承認（会 436③）
- (40) 株式の発行と同時に行う資本金・準備金の額の減少（会 447③、448③）
- (41) その他法令で定める事項

2. 定款で定められた事項

- (1) 株主名簿管理人の選定及び解任並びに事務取扱場所の決定（会 123）
- (2) 株式取扱規則の制定及び改廃
- (3) 剰余金の配当（会 459）
- (4) 中間配当（会 454⑤）
- (5) 役付取締役の選任及び解任並びに取締役の代行順序の決定

3. 重要な業務に関する事項

- (1) 中長期経営計画・事業計画等の承認
- (2) 取締役、監査役その他の会社役員就任の件
- (3) 取締役会規則の制定及び改廃
- (4) 重要な規則の制定及び改廃
- (5) 重要な契約の締結、訴訟に関する事項
- (6) 子会社等の設立その他関係会社に関する事項
- (7) 株主総会の決議により授権された事項
- (8) 取締役の個人別報酬等の決定
- (9) 有価証券報告書又は半期報告書の承認
- (10) 重要な社外発表事項
- (11) 会計監査人の選任・解任・不再任等に関する事項
- (12) その他取締役会が必要と認めた事項

Ⅱ．報告事項

1．法令で定められた事項

- (1) 代表取締役及び業務執行取締役の職務執行状況を3か月に1回以上報告（会 363②）
- (2) 取締役の法令・定款違反行為に関する監査役からの報告（会 382）
- (3) 取締役が競業取引を行ったときは、遅滞なくその取引に関する重要事実の報告（会 365②）
- (4) 取締役が会社と取引を行ったときは、遅滞なくその取引に関する重要事実の報告（会 365②）

2．その他の報告事項

- (1) 取締役会の決議事項の執行経過並びに結果
- (2) 月次決算・予算実績差異分析報告
- (3) 有価証券報告書又は四半期報告書の作成・提出
- (4) 四半期決算実施（東証ファイリング前の報告）
- (5) 内部統制システムの構築・運用の状況
- (6) 争訟その他法務に関する重要事項
- (7) その他業務執行に関する重要事項
- (8) 監査役及び監査役会からの説明
- (9) 常勤監査役の選定結果（総会後の取締役会）

※上記付議事項は、会社によって決議事項とされたり報告事項とされたりすることがあるので各社の実情に合わせて定められたい。

参考資料 7 取締役会決議の省略（書面による取締役会決議）について監査役に異議がない旨の記録書面（第 8 章第 2 項関連）

会社法上、取締役会決議の省略に関し、その提案について取締役の全員が同意の意思表示を行い、監査役全員に異議がなければ、取締役会決議があったものとみなされる。この場合、監査役に異議がないことの書面の作成は求められておらず、書面による取締役会決議書にも監査役に異議がないことの記載は求められていないが、実務上は、異議がないことの確認のプロセスを記録に残す趣旨から、監査役に異議がない旨を記載し取締役へ通知する書面の作成、又は書面による取締役会決議書への付記を取締役に求めることが望ましい。

文言については各社の実情に応じてご検討願いたい。

文例 1 書面による取締役会決議に異議がない旨の通知書（確認書）例

					〇〇〇〇年〇月〇〇日				
〇〇〇〇 株式会社									
代表取締役社長					〇	〇	〇	〇	殿
					〇〇〇〇 株式会社 監査役会				
					常勤監査役	〇	〇	〇	印
					常勤監査役	〇	〇	〇	印
					監査役	〇	〇	〇	印
					監査役	〇	〇	〇	印
書面による取締役会決議について（確認書）									
当監査役会は、取締役〇〇〇〇氏の提案による別紙取締役会の書面決議の提案について、協議した結果、監査役全員に異議がないことを確認しました。									
					以 上				

【参考】書面による取締役会決議書への付記例

書面による取締役会決議書

1. 決議事項

(1) ○○○○の件
(内容説明記載)

(2) ○○○○の件
(内容説明記載)

2. 決議事項を提案した取締役

取締役 ○○○○

上記の決議事項の提案について、取締役全員、同意いたします。

○○○○年○月○日

○○株式会社取締役会

代表取締役 ○○○○ 印

取締役 ○○○○ 印

取締役 ○○○○ 印

取締役 ○○○○ 印

取締役 ○○○○ 印

取締役 ○○○○ 印

上記の取締役会の書面決議の提案について、監査役全員、異議ありません。

○○株式会社監査役会

常勤監査役 ○○○○ 印

監査役 ○○○○ 印

監査役 ○○○○ 印

以 上

参考資料 8 期限日の計算事例（第 1 章〔1〕、第 9 章第 4 項、第 11 章第 1 項関連）

期間の計算の「方法」については、会社法に定めがないため、民法の規定に従って、期間の初日を不算入として起算し（民法 140）、期間の末日をもって期間満了（民法 141）として計算します。

（1）監査報告の通知期限日

例「受領してから 4 週間を経過した日」

「受領してから 4 週間を経過した日」とは、受領した日の翌日から起算し 4 週間を満了した日の翌日をいう。

例えば、5 月 1 日（火）に受領した場合は、5 月 30 日（水）が 4 週間を経過した日となる。

（2）株主総会招集通知の発信日

例「株主総会の日 2 週間前までに」

「2 週間前まで」とは株主総会開催日の前日を起算日として丸 2 週間のさらに前の日であり、例えば 6 月 27 日（水）が株主総会の日の場合は 6 月 12 日（火）までに招集通知を送付することとなる。

（3）役員の就任登記の期限

例「変更が生じたときは、2 週間以内に」

「2 週間以内」とは変更が生じた日の翌日から起算して 2 週間が満了する日が期限となる。例えば、6 月 27 日（水）が株主総会の日の場合は 7 月 11 日（水）が期限となる。

参考資料 9 株主総会関係日程と監査役の対応例

(公開大会社 会計監査人設置会社 監査役会設置会社 3月決算会社の場合の例)

月日	運 営 月 日	関連法令
3/31	事業年度末日 基準日 (電子提供措置事項記載書面交付請求期限)	会 124③、325 の 5②
4/24	特定監査役及び会計監査人は計算書類・附属明細書を受領※ (計算書類・附属明細書受領前の取締役会の決議は要しない)	会 435②、436②一、計規 125
4/24	特定監査役は事業報告・附属明細書を受領※	会 435②、436②二
4/24	特定監査役及び会計監査人は連結計算書類を受領※	会 444③④、計規 125
5/2	株主提案権の行使期限 (定時株主総会日 8 週間前)	会 303、305
5/16	会計監査人が計算書類・附属明細書の会計監査報告書の内容を特定監査役と特定取締役へ通知※ (法定期限は 4/24 の計算書類・附属明細書受領日から 4 週間経過した日の 5/23)	計規 130①一
5/16	会計監査人が連結計算書類の会計監査報告書の内容を特定監査役と特定取締役へ通知※ (法定期限は 4/24 の連結計算書類受領日から 4 週間経過した日の 5/23)	計規 130①三
5/22	監査役会監査報告書作成のための監査役会を開催し、監査役会監査報告書作成後、特定監査役が以下の区分に従って監査役会監査報告書を通知 (各監査役が監査役監査報告書を作成し、監査役会における 1 回以上の会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告書を審議する) ・ 事業報告及びその附属明細書の監査報告書 ⇒特定取締役へ通知 (法定期限は 4/24 から 4 週間経過した日の 5/23) ・ 計算書類及びその附属明細書の監査報告書の内容 ⇒特定取締役と会計監査人に通知 (法定期限は 5/16 から 1 週間経過した日の 5/24) ・ 連結計算書類の監査報告書の内容 ⇒特定取締役と会計監査人に通知 (法定期限は 5/16 から 1 週間経過した日の 5/24)	施規 129、130、計規 127、128 施規 132 計規 132①一 計規 132①二
5/24	決算取締役会 (事業報告、計算書類、附属明細書、連結計算書類の承認、定時株主総会招集事項及び付議議案決定、株主提案に対する取締役会の意見決定)	会 298、436③、444⑤ 施規 63、93

	決算発表 (上場会社は、決算の内容が定まった場合は、所定の「決算短信」により、直ちにその内容を開示することが義務付けられている)	東証・有価証券上場規程 404
6/6	電子提供措置の開始 (定時株主総会の3週間前又は招集通知発送日のいずれか早い日から総会の日後3か月を経過する日まで)	会 325 の 3①
6/13	株主総会招集通知発送 (定時株主総会の 2 週間前。株主総会通知書・添付書類・株主総会参考書類・議決権行使書) IT を利用した議決権等の行使等を導入している場合は、その旨を株主に通知	会 299、301、302 施規 65、73、94
	事業報告・個別計算書類・附属明細書・連結計算書類・監査役監査報告書・監査役会監査報告書・会計監査報告書の本店及び写しの支店備置、退職慰労金内規の本店備置	会 442、施規 82②、84②
6/27	議決権行使書面提出期限	会 311、施規 69、70
6/28	定時株主総会開催 (連結計算書類の内容及び監査結果は報告事項) 監査役会、取締役会	会 124、296、309、438、444 会 362、387、390
6/29	株主総会決議通知等発送 有価証券報告書等の提出 (EDINET で財務局長に提出、写しを上場金融商品取引所に提出)	金商 24①、27 の 30 の 2 以下、193 の 2、開示府令 15 以下
	議決権行使書面及び委任状の本店備置 (期限 9/28)	会 310⑥、311③、312④
	定時株主総会の議事録の本店及び写しの支店備置 個別計算書類のうち貸借対照表及び損益計算書公告 (上場会社は不要) 配当金の支払開始	会 318、施規 72 会 440 会 457
7/12	本店での変更登記申請期限 (2 週間以内)	会 915①
9/28	株主総会決議取消しの訴えの提訴期限 (総会決議の日から 3 か月以内)	会 831①

◎具体的な運営月日については、会社の実情に応じて設定されることになるが、法定期間内で可能な限り余裕を持って設定することが望ましい。

※ 事業報告・計算書類・附属明細書・連結計算書類・会計監査報告書は特定監査役から各監査役が受領し、各監査役が監査する。会計監査人及び監査役の監査の期間は、監査役の連結計算書類監査以外は期間を短縮する合意はできず監査期間を確保する必要があるが、実態上、各々の監査を効率的に遂行し期限内に監査報告を通知することは差し支えない。

参考資料 10 監査役の期中監査結果の整理方法例（第 10 章第 1 項、第 2 項関連）

監査報告のひな型	監査実務・監査活動
監 査 報 告 書 (1) 当監査役会は、〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日までの第〇〇期事業年度の取締役の職務の執行に関して（会社法 381 条 1 項、390 条 2 項）、 (2) 各監査役が作成した監査報告書に基づき（会社法 381 条 1 項、施規 130 条 1 項）、審議の上（施規 130 条 3 項、計規 128 条 3 項）、本監査報告書を作成し（会社法 390 条 2 項 1 号）、以下のとおり報告いたします。	(1) 監査役会→年間〇回開催。A 監査役〇回出席、B 監査役〇回出席、C 監査役〇回出席。 (2) 〇月〇日監査報告書作成のための監査役会→各監査役から監査報告、審議。
1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容 (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め（会社法 390 条 2 項 3 号）、 (2) 各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか（会社法 390 条 4 項）、 (3) 取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました（会社法 381 条 2 項）。 (4) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い（会社法 390 条 2 項 3 号）、 (5) 取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに（施規 105 条 2 項 1 号）、以下の方法で監査を実施いたしました。 (6) 取締役会その他重要な会議に出席し（会社法 383 条 1 項）、 (7) 取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め（会社法 381 条 2 項）、 (8) 重要な決裁書類等を閲覧し（会社法 381 条 2 項）、 (9) 本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました（会社法 381 条 2 項）。	(1) 〇月〇日監査役会→監査方針、監査計画、各監査役の業務分担を決定。 (2) 監査役会→年間〇回開催。各回とも全ての監査役から監査実施状況報告。 (3) 監査役会→年間〇回開催。取締役ヒアリング年間〇回（〇月〇日）、会計監査人ヒアリング年間〇回（〇月〇日）。 (4) 〇月〇日監査役会→当社監査役監査基準を採択。〇月〇日監査役会→監査方針、監査計画、各監査役の業務分担を決定。 (5) 内部監査部門とのミーティング年〇回、「監査役への報告に関する事項」として定められた事項に関する情報の収集・分析、取締役等との懇親会年〇回など。 (6) 取締役会→年〇回開催（A 常勤監査役全出席、B 監査役〇回出席、C 監査役〇回出席） その他重要会議→常務会年〇回（A 監査役〇回出席） (7) 取締役面談→全取締役年〇回面談。 執行役員面談→全執行役員年〇回面談。 (8) 稟議書、社長決裁書類、重要契約書、無償の利益供与関係資料等の閲覧 (9) 実地調査→本社各部門年〇回、 〇支店年〇回。

(10) また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り（施規 105 条 2 項 2 号、4 項）、 (11) 必要に応じて子会社から事業の報告を受けました（会社法 381 条 3 項）。 〔（10）（11）は、子会社がある場合〕。 (12) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました（会社法 362 条 4 項 6 号、施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 5 号、118 条 2 号）。 〔内部統制決議がある場合〕 (13) 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び第 3 号ロの各取組み（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 6 号） 〔会社を支配する者に関する方針の記載がある場合〕 (14) 並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 6 号）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。 〔親子間取引について注記表記載がある子会社の場合〕 (15) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました（会社法 397 条 2 項）。 (16) また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました（計規 131 条、128 条 2 項 2 号、127 条 4 号）。 (17) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に	(10) グループ会社監査役連絡会年〇回。子会社監査役から監査実施状況報告年〇回受領。 (11) 子会社往査→〇社中〇社実施。 (12) 〇月〇日内部統制システムに係る取締役会決議。全監査役出席。 法務担当取締役・部長ヒアリング年〇回、内部監査部門から月次監査報告聴取、コンプライアンス委員会陪席年〇回。 (13) 〇月〇日買収防衛策に関する基本方針の取締役会決議。〇月〇日監査役会→当該決議付議内容について審議、監査役会意見書を代表取締役提出。 (14) 該当の親子間取引についての第 8 章第 7 項Ⅵの監査実施、注記表記載、事業報告又はその附属明細書の記載の確認、該当取引に関する〇月〇日の取締役会における留意事項並びに判断及び理由に関する審議確認。 (15) 会計監査人との会合・報告受領年〇回。 往査立会い年〇回。 (16) 〇月〇日会計監査人より「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項の通知」を受領、説明聴取。 (17) 〇月〇日事業報告及びその附属明細書受領、説明聴取。 〇月〇日監査役会→事業報告及びその附属明細書について審議。 〇月〇日計算書類及びその附属明細書、連結計算書類受領、取締役
--	--

について検討いたしました（会社法 436 条 2 項 1 号、444 条 4 項・7 項、計規 128 条 2 項、127 条 2 号から 5 号）。	より説明聴取。 ○月○日会計監査人より会計監査報告受領、説明聴取。 ○月○日監査役会→計算関係書類について審議。
2. 監査の結果 (1) 事業報告等の監査結果 ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 2 号）。 ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 3 号）。 [③、④、⑤は該当する場合のみ] ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 5 号、118 条 2 号）。 ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 6 号）。 ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません（施規 130 条 2 項 2 号、129 条 1 項 6 号）。 (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人○○○○の監査の方法及び結果は相当であると認めます（会社法 436 条 2 項 1 号、計規 128 条 2 項 2 号、127 条 2 号）。 (3) 連結計算書類の監査結果	① 事業報告について、指摘すべき事項はなかった。 ② 当該事実は発見できなかった。 ③ 相当性の根拠 構築・運用状況の監査の結果、重大な不備は認められなかった。 内部統制システムに係る基本方針の記載（内部統制システム上の重要課題が認められる場合の、会社が対処すべき課題等への記載も含めて）に関し指摘すべき事項はなかった。 ④ 特に指摘すべき事項はなかった。 ⑤ 親会社等との間の取引がある場合に、1 の(12)の方法による監査の結果、指摘すべき事項はなかった。 (2)(3)会計監査人監査の相当性判断→その根拠＝監査計画聴取、監査実施状況の立会いなし同行、独立した監査が行われたと評価。

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます（会社法 444 条 4 項、計規 128 条 2 項 2 号、127 条 2 号）。	
3. 監査役〇〇〇〇の意見（異なる監査意見がある場合）（施規 130 条 2 項、計規 128 条 2 項） 4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）（計規 128 条 2 項 2 号、127 条 3 号）	
〇〇〇〇年〇月〇日 （施規 130 条 2 項 3 号、計規 128 条 2 項 3 号） 〇〇〇〇株式会社 監査役会 常勤監査役〇〇〇〇印 常勤監査役（社外監査役）〇〇〇〇印 社外監査役〇〇〇〇印 監査役〇〇〇〇印 （自 署）	自署、押印の規定はない。

参考資料 11 監査報告書作成時の直前に就任等、監査期間が短い場合の監査役の監査報告書の記載例（第10章第1項関連）

監査報告を作成すべき時期に在任の監査役は、直前の就任で監査期間が短い場合でも所定の監査報告を作成しなければならない。この場合、監査における善管注意義務は、監査役に就任後に実際に行うことができた監査の方法の範囲内で判断されるものであるもので、監査の方法の記載については、具体的に行うことができた監査の方法を実情に応じて記載されたい。

なお、監査の結果については、在任していた監査役と同様に所定の意見表明が求められる。

〇〇〇〇年〇月〇日
〇〇株式会社 監査役会御中
監査役 〇〇〇〇
監 査 報 告 書
〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日までの第〇期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。
1. 監査の方法及びその内容
私は、〇〇〇〇年〇月〇日に監査役に就任の後、就任前の期間における監査事項につき在任監査役より説明を聴くとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等並びに会計監査人から説明を受け、重要な書類等を閲覧し、監査いたしました。
2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
以 上

参考資料 12 監査役会の監査報告書の記載例（第 10 章第 3 項関連）

各社で作成される監査役会監査報告書は、当協会「監査報告のひな型の改定について」を参考にしながら各社の実情に応じて作成されている。

ここで紹介する記載例は、あくまで具体的に公表された記載例ではあるが、この種の事実が発生したら必ず監査報告書に記載しなければならない場合と必ずしも法律上は記載しなくてもよい場合とがある。発生した事実を基に各社の実情に応じて、十分検討しご判断願いたい。

1. 監査役の異動に伴う記載例

（１）期中就任（監査役未就任期間の記載）

ただし、〇〇〇〇年 4 月 1 日に常勤監査役に就任いたしました〇〇、及び非常勤監査役に就任いたしました〇〇は、就任前の期間における監査事項につき在任監査役より説明を聴くとともに重要な決裁書類等を閲覧し、取締役等及び会計監査人より報告を受け、監査いたしました。

（２）逝去

監査役〇〇は〇〇〇〇年〇月〇日に逝去いたしましたので、監査報告書に署名押印いたしておりません。

（３）仮監査役の選任

（注）仮監査役〇〇は、〇〇〇〇年〇月〇日監査役△△の死去により監査役の法定員数を欠くことになったため、〇〇〇〇年〇月〇日大阪地方裁判所の決定により一時監査役の職務を行うべき者（仮監査役）として選任されました。

（４）補欠監査役の監査役就任

（注）監査役（社外監査役）〇〇は、〇〇〇〇年〇月〇日監査役（社外監査役）△△氏の逝去に伴い、補欠監査役より監査役（社外）に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、他の監査役から報告を受け、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

2. 監査のため必要な調査ができなかった例

監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由を監査報告書に記載しなければならないが（施規 129①四、130②二、計規 127 五、128②二）、適当な事例が見当たらなかったため、掲載を省略した。

3. 監査報告書作成のための監査役会に欠席の場合の記載例

（５）病気のため欠席

社外監査役〇〇は、〇月〇日の監査役会（監査報告書作成の監査役会）を病気のため欠席いたしましたので、本監査報告書に署名押印いたしておりません。なお、同監査役からは事前に監査報告を受けており、その監査の方法と結果は上記の記載と同一であります。

4. 重要な後発事象

監査役（会）監査報告書に記載すべき重要な後発事象は、会社法上、計算関係書類に関するもの（ただし、会計監査人の監査報告書の内容となっているものを除く。計規 127 三）であり、かつ会計監査人の監査報告書を受領してから監査役（会）監査報告書を作成・提出するまでの間に生じた事象である。

なお、事業年度の末日後に財産・損益に影響を与えない重要な事象が生じた場合には、株式会社会社の現況に関する重要な事項として事業報告に記載しなければならないので（施規 120①参照）、留意を要する。

以下においては、主として計算関係書類に関する後発事象と思われる事例を掲げる。

（6）自己株式の取得決議等

〇〇〇〇年 4 月〇日開催の当社の取締役会において、自己株式の取得を決議しております。また、当社の連結子会社の〇〇社が 5 月〇日開催の取締役会において、自社工場の生産開始に備えるため、設備投資を行うことを決議しております。

（7）重大な事故

〇〇〇〇年 4 月〇日に連結子会社の〇〇社において爆発事故が発生しました。現在事故原因の究明に努めております。

5. 監査報告書の特殊記載例

（8）独占禁止法違反事件①

取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、当社は、昨年、〇〇〇〇発注工事に係る独占禁止法違反により、建設業法に基づく営業停止処分を受けた旨事業報告書に記載されておりますが、その後再発防止措置について取締役会の対応は、迅速かつ適切に行われております。

（9）独占禁止法違反事件②

取締役の職務の遂行に関しては、事業報告に記載のとおり、〇〇〇〇年〇月〇日〇〇〇〇の国・地方公共団体からの受注に関して、独占禁止法第 3 条に違反する疑いで、公正取引委員会の立入り検査を受け、現在調査を受けています。法令遵守の方針が社内に浸透していることを監査する体制の強化が必要であると認めます。

このほかには、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（10）独占禁止法違反事件③

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の子会社における独占禁止法に係る件については、グループ全体で再発防止およびコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しております。

(11) 課徴金納付命令①

取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は〇〇〇〇年 3 月期に遡って単独決算における関係会社株式減損等の見直しを行い、〇〇〇〇年〇月〇日に過年度の有価証券報告書等の訂正を行ったことにより、金融庁から、〇〇〇〇年 9 月中間期の半期報告書について重要な事項につき虚偽の記載があるとして、〇〇〇〇年〇月〇日付で課徴金の納付命令を受けました。監査役会としては、過年度決算調査委員会の調査結果と再発防止策の提言をもとに、当社が適正な財務諸表の作成・開示の重要性をあらためて認識し、ガバナンス体制の確立、財務・経理体制の強化及び監査法人・監査役・財務部門との密接な連携等の再発防止策を実施していることを確認しております。

(12) 課徴金納付命令②

取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、〇〇〇〇年〇月、公正取引委員会より、〇〇〇〇の販売に関して、排除措置命令と課徴金納付命令を受けましたが、本件に関する取締役の関与及び善管注意義務違反は認められません。また、その後再発防止に向けてコンプライアンス及び内部統制のさらなる強化に取り組んでおります。

(13) その他の行政処分①

取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は「〇〇〇〇に関する〇〇認定の不正取得」により、国土交通省より厳重注意を受けました。監査役会は、当社が改修等の対応並びに原因究明と再発防止に努めていることを確認しています。

(14) その他の行政処分②

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、子会社株式会社〇〇〇〇が、〇〇〇〇年〇月〇日に〇〇労働基準監督署から時間外労働管理等に関する是正勧告を受けた件につきましては、監査役会として今後とも推移を注視してまいり所存であります。

(15) 不適切な会計処理、過年度決算の訂正①

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、重機械及び資機材等の〇〇〇〇国向け三国間貿易取引に係る物流を伴わない金融支援取引と考えられる取引の会計処理は、当期に修正処理されています。会社は、再発防止策として、取引管理の強化、人事ローテーションの徹底、コンプライアンス教育の徹底等の施策を決定し、実行に移しています。

(16) 不適切な会計処理、過年度決算の訂正②

内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、連結対象子会社である〇〇〇〇株式会社の不適切な会計処理により、過年度決算の訂正に至ったという内部統制上の問題が認められましたが、現在はグループ会社全体へのガバナンス及びサポート体制の強化が図られております。

(17) 刑事事件①

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行について、前記の代表取締役 3 名の行為のほかは特に指摘すべき事項は認められません。なお、現在は、新社長のもと、新たな企業理念、基本方針等を掲げ、再発防止に向けた諸施策を実施していることを認めます。

(18) 刑事事件②（取締役の違法行為に言及した事例）

取締役の職務の執行に関し、当監査役会は取締役からの報告を受け調査を行った結果、当社前代表取締役〇〇氏について、会社法 356 条 1 項 2 号・3 号、同 365 条に違反する事実が判明したことから、遅滞なく取締役会にその旨を報告するとともに、取締役会として適切な対応をするよう要請しました。

その結果、当社取締役会は上記違反事実にかかる取引を事後的にも承認しなかったことから、現在、当社は、〇〇氏に対し、法的責任を追及する手続をすすめているところです。

上記違反事実の詳細は、事業報告〇〇頁に記載のとおりであります。

また、〇〇氏の上記違反事実について当社代表取締役社長△△氏並びに当社取締役□□氏は、当該違反事実があることを知りながら、直ちにこれを監査役会に報告しなかったものとして、会社法 357 条に違反した事実があるものと思料します。その他には、取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(19) 刑事事件③（取締役の不正取引に言及した事例）

前営業担当取締役が、〇〇〇〇年以前に行った不適正な取引（購入・売上の金額水増し）について会社の調査チームにより事実確認をしまいましたが、〇〇〇〇年〇月に本人が事実を認め取締役を辞任いたしました。監査役会は、会社より報告を受けその事実を確認いたしました。監査役会は、取締役に対して誠に遺憾である旨及び今後各取締役は二度とこのような不正取引を行わないよう文書にて申し入れを行うとともに会社の内部統制の仕組みを強化するよう指導し実現に努めました。上記を除いては、取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(20) 刑事事件④（取締役の違法行為に伴う行政処分に言及した事例）

取締役の職務の執行に関しては、事業報告に記載のとおり、当社元役員が〇〇大学医学部附属病院の空調設備保全業務をめぐる競売入札妨害罪で起訴され、同事件を理由として諸官庁より 3～6 ヶ月程度の指名停止処分を受けております。このほかには、取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(21) 使用人の不正行為①

内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり社会福祉法人への融資案件に係る問題や元職員による業務上横領事件が発生し、コンプライアンス優先原則の徹底や再発防止策を推進しておりますが、その進捗状況を引き続き監視及び検証してまいります。

(22) 使用人の不正行為②

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、期中、当社従業員による当社株式に係る内部者取引が発生したことは誠に遺憾であり、今後再発防止のための社内管理体制の改善と、内部統制システムの充実が必要であると考えております。

(23) 重大な事故

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、子会社において重大な火災事故が発生するなど、安全管理や法令遵守の面で問題が発生いたしました。かかる事態の再発防止に向けてこれらの再徹底にグループを挙げて取り組んでおり、その取組状況を注視していきたいと考えております。

(24) その他一般的な内部統制システムの改善について言及した事例①

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。

(25) その他一般的な内部統制システムの改善について言及した事例②

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、一層の充実を図る必要があると認めます。

(26) その他一般的な内部統制システムの改善について言及した事例③

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、一定の前進は見られるものの、リスク管理を中心に迅速かつ着実な注力をもって完成度を高める必要があると考えます。

参考資料 13 株主総会の主な決議事項（第 11 章関連）

1. 普通決議事項

定款で別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し（定足数）、出席した株主の議決権の過半数をもって決議を行う（会 309①）。定足数については定款で自由に設定でき、定款で排除している場合が多くみられる。

なお、役員の選任及び解任についての議案の場合には、定足数については、過半数（定款で定めた場合は 3 分の 1 以上）の議決権を有する株主の出席が必要であり、また決議要件は出席株主の議決権の過半数又は、これを上回る割合を定款で定めた場合にはその割合が必要である（会 341）。

- （1） 株主総会決議による自己株式の取得（会社法 160 条 1 項により特定の者から取得する場合を除く）（会 156 等）
- （2） 株主総会に提出された資料等を調査する者の選任（会 316 等）
- （3） 株主総会の延期又は続行（会 317 等）
- （4） 取締役・監査役・会計監査人の選任（会 329、341 等）
- （5） 補欠取締役、補欠監査役の選任（会 329③）
- （6） 取締役の解任（会 339、341 等）
- （7） 会計監査人の解任（会 339 等）
- （8） 取締役の報酬（定款で定めていない場合）（会 361 等）
- （9） 監査役の報酬（定款で定めていない場合）（会 387 等）
- （10） 責任軽減後の取締役等に対する退職慰労金の支給等の取扱い（会 425④⑤、426⑧等）
- （11） 計算書類の定時株主総会での承認（会計監査人設置会社の特則を定める会社法 439 条の場合を除く）（会 438 等）
- （12） 株主総会で剰余金の分配を決議する場合（現物配当を除く）（会 454①等）
- （13） 株主総会で現物配当を決議する場合（株主に金銭分配請求権を与える場合に限る）（会 454④等）
- （14） 準備金の減少（会 448①）又は増加（会 451②）

2. 特別決議事項

議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3 分の 1 以上の割合を定款に定めた場合にはその割合以上）を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上（定款において 3 分の 2 以上の割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成をもって決議する方法による（会 309②）。

- （1） 株式譲渡不承認の場合の自己株式取得、指定買取人の指定（会 309②一、140②⑤）
- （2） 特定の者（子会社を除く）からの自己株式の取得（会 309②二、160①）
- （3） 全部取得条項付種類株式の取得（会 309②三、171①）
- （4） 譲渡制限株式の一般承継人に対する売渡請求（会 309②三、175①）
- （5） 株式併合（会 309②四、180②）
- （6） 非公開会社における募集株式（新株発行・自己株式の処分）の募集事項の決定又は取締役会への委任（会 309②五、199②、200①）

- (7) 非公開会社における募集株式（新株発行・自己株式の処分）の株主への割当てを受ける権利の付与（会 309②五、202③四）
- (8) 譲渡制限株式である募集株式の割当て（会 309②五、204②、205②）
- (9) 非公開会社における募集新株予約権の発行の募集事項の決定又は取締役会への委任（会 309②六、238②、239①）
- (10) 非公開会社における募集新株予約権の株主への割当てを受ける権利の付与（会 309②六、241③四、243②）
- (11) 譲渡制限株式又は譲渡制限新株予約権に係る募集新株予約権の総数の引受けを行う契約の承認（会 309②六、244③）
- (12) 累積投票で選任された取締役の解任（会 309②七、339①）
- (13) 監査役の解任（会 309②七、339①）
- (14) 株主総会による取締役・監査役・会計監査人等の責任軽減（会 309②八、425①）
- (15) 資本金の額の減少（定時株主総会による欠損填補の場合を除く）（会 309②九、447①）
- (16) 金銭以外の配当（株主に金銭分配請求権を与える場合を除く）（会 309②十、454④等）
- (17) 定款変更、事業譲渡、解散（会 309②十一、会社法第2編第6章～第8章）
- (18) 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付（会 309②十二、会社法第5編）

3. 特殊決議事項

- 議決権を行使できる株主の半数以上（定款において半数以上の割合を定めた場合にはその割合以上）かつ、議決権を行使できる株主の議決権の3分の2以上（定款において3分の2以上の割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成をもって決議する方法による。（会 309③）
 - (1) 定款変更により非公開会社に移行する場合（会 309③一）
 - (2) 合併、株式交換での完全子会社又は新設合併、株式移転をする会社が公開会社である場合において、対価として譲渡制限株式等を株主に交付しようとする場合（会 309③、783①、804①）
- 総株主の半数以上（定款において半数以上の割合を定めた場合にはその割合以上）かつ、総株主の議決権の4分の3以上（定款において4分の3以上の割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成をもって決議する方法による。（会 309④）
 - (1) 非公開会社における、剰余金の配当、残余財産の分配、株主総会議決権を株主ごとに異なる取扱いとする定款の定めを変更する場合
- 総株主の同意をもって決議する方法による。
 - (1) 発起人、設立時取締役、設立時監査役に対する出資財産等の価額の填補責任の免除（会 55）
 - (2) 株主の権利の行使に関する利益供与額の返還責任の免除（会 120⑤）
 - (3) 取締役・監査役・会計監査人等の株式会社に対する損害賠償責任の免除（会 424）
 - (4) 剰余金の配当等に関する責任の免除（会 462③）
 - (5) 欠損填補責任の免除（会 465②）

参考資料 14 監査役の株主総会口頭報告例（第 11 章関連）

1. 会社法上、監査役（会）の監査報告の内容は、株主総会において報告を求められていないが、3. の株主総会議案等の調査結果の報告と併せて、監査役による口頭報告を行うことがある。
2. 連結計算書類の内容並びにその会計監査人及び監査役（会）の監査の結果の報告義務については、取締役課に課されている（会 444⑦）が、監査の結果については、取締役の委任を受け、監査役が報告することも可能である。この場合、このことを明確にするため監査役の口頭報告に先立ち、株主総会の議長より、当該報告は監査役から行われる旨の説明があることが望ましい。
3. 監査役は、株主総会の議案、書類及び電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。その結果、これらの内容が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められなければ、株主総会に報告することは求められない（会社法 384）が、調査したことを明らかにすることから、指摘すべき事項が認められない場合でも、その旨を報告することがある。
この場合は、株主総会の議案全体に関わるので、株主総会の冒頭に報告することが多い。
4. 本文例は、機関設計が「取締役会＋監査役会＋会計監査人」の大会社であり、かつ、連結計算書類を作成している会社を想定している。それ以外の会社については、本文例を参考として文面を作成されたい。また、連結計算書類の監査結果について監査役から報告を行わない場合には、連結計算書類に係る箇所を除いて報告されたい。
5. 会社がいわゆる買収防衛策等を策定しており、事業報告に会社法施行規則第 118 条第 3 号に掲げる事項が記載されている場合には、当該事項についての意見も述べることが考えられる。

（1）文例－1

報 告 内 容	趣旨又は目的
（常勤）監査役の〇〇〇〇でございます。 監査役会の協議決定に従い、私からご報告申し上げます。	報告者の立場を明確にする（事前の監査役会で報告者と報告内容について決議しておくことが前提）。
第〇〇期事業年度に係る監査を行いました結果につきまして、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議いたしました結果、監査役会としての監査結果は、[お手元の／当社ウェブサイトに掲載しております]招集通知〇頁の監査報告書（謄本）に記載のとおりでございます。	会社法 381 条 1 項に基づき作成し、437 条に基づき、招集通知に添付して、株主に提供済み。
既にご高覧頂いていることと存じますが、 ・まず、事業報告及びその附属明細書は、法令又は定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。 ・また、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令定款に違反する重大な事実認められませんでした。 ・さらに、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。	施行規則 129 条 1 項及び 130 条 2 項、計算規則 127 条、128 条に基づく監査報告書の内容（株主総会の進行に要する時間との兼ねいで、報告時間を短縮したいときは、この部分を省略することも可能である）。

・計算書類及びその附属明細書の監査結果につきましては、会計監査人である〇〇監査法人の監査の方法と結果は相当であると認めます。	
なお、連結計算書類の監査に関しましては、会計監査人の監査報告書は招集通知の〇頁に記載のとおり、会社及び企業集団の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているとの報告を受けております。監査役会としては、先ほどの招集通知〇頁に記載のとおり、会計監査人の監査の方法と結果は相当であると認めます。	会社法 444 条 7 項に対応して取締役から委任を受けた報告（会計監査人の監査報告内容については省略も可能）。
最後に、本総会に提出されております各議案及び書類につきましては、各監査役が調査いたしました結果、いずれも法令及び定款に適合しており、（特に）指摘すべき事項はございません。	会社法 384 条対応。
以上ご報告申し上げます。	

（２）文例－２（「計算書類に関する報告」と「連結計算書類に関する報告」をまとめて報告する文例）

（常勤）監査役の〇〇〇〇でございます。 当社の監査役会は、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議をいたしました。 その結果につきまして、私からご報告申し上げます。 会計監査人の監査報告書及び監査役会監査報告書につきましては、[お手元の／当社ウェブサイトに掲載しております]招集ご通知の添付書類〇頁から〇頁のとおりでございますので、ご参照願います。 まず、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。 また、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。 さらに、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 次に、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類については、会計監査人〇〇〇〇監査法人から、会社及び企業集団の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているとの報告を受け、監査役会において協議の上、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めました。 最後に、本総会に提出されている各議案及び書類につきましては、いずれも法令及び定款に適合しており、指摘すべき事項はございません。 以上、ご報告申し上げます。

（３）文例－３（「連結計算書類に関する報告」を最初に報告する文例）

（常勤）監査役の〇〇〇〇でございます。 当社の監査役会は、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議をいたしました。 その結果につきまして、監査役を代表いたしまして、私からご報告申し上げます。
--

まず、連結計算書類の監査結果につきましては、[お手元の／当社ウェブサイトに掲載しております]招集ご通知の添付書類○頁の「連結計算書類に係る監査報告書」に記載のとおり、会計監査人○○○○監査法人の監査の結果は適正とされており、監査役会といたしましても、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

次に、事業報告、計算書類及びそれらの附属明細書の監査につきましては、○頁の監査報告書に記載の監査の方法に基づき監査いたしました結果、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められ、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

さらに、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

また、計算書類及びその附属明細書につきましても、○頁に記載の会計監査人の監査報告書のとおり適正意見の報告を受けておりますが、その監査の方法及び結果は相当であると認めます。

最後に、本総会に提出されている各議案及び書類につきましては、いずれも法令及び定款に適合しており、指摘すべき事項はございません。

以上、ご報告申し上げます。

（４）文例－４（監査重点事項に言及する文例）

（常勤）監査役の○○○○でございます。

各監査役の合意により、私からご報告申し上げます。

各監査役は、○○年度の取締役の職務執行に関し、○○の状況等に重点を置いて監査を行ってまいりました。また、会計監査人の監査の方法と結果等についても確認を行いました。

その結果につきましては、[お手元の／当社ウェブサイトに掲載しております]招集ご通知の○頁の「監査報告書」の謄本のとおりでございます。

まず、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。

また、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、内部統制システムに関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項はございません。

その他取締役の職務の執行につきましても、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

次に、計算関係書類については、会計監査人○○○○監査法人から、連結計算書類については招集ご通知の○頁に、計算書類及びその附属明細書につきましては○頁に記載のとおり、それぞれ適正との監査報告を受けております。監査役会といたしましては、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、各監査役は、本総会に提出されている各議案及び書類につきまして、調査いたしましたが、その結果、いずれも法令及び定款に適合しており、指摘すべき事項はございません。

以上、ご報告申し上げます。

参考資料 15 備置・閲覧に供すべき主な書類等一覧表

項 目	書 類 名	備 置	閲 覧 ・ 謄 写 ・ 交 付
計 算 書 類 ・ 附 属 明 細 書 (注 1)	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算 書 個別注記表	定時総会の日から 2 週間前 から 本店 5 年間 支店 (写し) 3 年間 (会 442①②)	株主・債権者・親会社社員 (裁判所の 許可を得て) (営業時間内の閲覧・交付。会 442③ ④) (注 2)
事業報告・附属明細書			
監査報告 書	監査役監査報告書 監査役会監査報告書 会計監査人監査報告 書	同上	同上
会 計 帳 簿 ・ 資 料	仕訳帳 総勘定元帳 補助簿 伝票 受取証 ほか	会計帳簿の閉鎖の時から 10 年間 会社で保存 (会 432②)	総株主の議決権又は発行済株式の 3%以 上保有の株主・親会社社員 (裁判所の許可を得て) (営業時間内の閲覧・交付。会 433① ③) (注 3)
株主総会 議事録そ の他の備 置書類	定 款	本店・支店 (会 31①)	株主・債権者・新株予約権者・親会社 社員 (裁判所の許可を得て) (営業時間内の閲覧・交付。会 31② ③) (注 2)
	株式取扱規則	本店・支店、株主名簿管 理人の営業所 (会 31①の準用)	株主・債権者・親会社社員 (裁判所の 許可を得て) (営業時間内の閲覧・交付。会 31②③ の準用) (注 4)
	株主名簿 新株予約権原簿及び 社債原簿 端株原簿及び株券喪 失登録簿	本店 株主名簿管理人の営業所 (会 125①、231、252 ①) 社債名簿管理人の営業所 (会 684①)	株主・債権者・親会社社員 (裁判所の 許可を得て) (営業時間内の閲覧・謄写。会 125② ④)、社債権者 (会 684②④、施規 167)、端株主 (端株原簿のみ。整備法 86)、新株予約権者 (新株予約権原簿の み。会 252②④)、何人も可 (株券喪失 登録簿の閲覧・謄写。会 231②)
	代理権を証明する書 面	株主総会の日から 本店 3 か月 (会 310⑥)	議決権のある株主 (営業時間内の閲覧・謄写。会 310⑦)
	議決権行使書 [株主 総会に出席しない株 主が書面による議決 権を行使することが できることとしてい る会社]	株主総会の日から 本店 3 か月 (会 311③)	議決権のある株主 (営業時間内の閲覧・謄写。会 311④)
	株主総会議事録 (含 書面決議・書 面報告総会)	定時総会の日から 本店 10 年間 支店 (写し) 5 年間 (会 318②③、施規 72)	株主・債権者・親会社社員 (裁判所の 許可を得て) (営業時間内の閲覧・謄写。会 318④ ⑤)
	株主総会書面決議同 意書面	みなし決議の日から 本店 10 年間 (会 319 ②)	株主・親会社社員 (裁判所の許可を得 て) (営業時間内の閲覧・謄写。会 319③ ④)

	取締役会議事録 (含 書面決議・書面報告)	取締役会の日から 本店 10 年間 (会 371①)	株主及び親会社社員 (権利行使のため)、債権者 (責任追及のため)、裁判所の許可を得て閲覧・謄写 (会 371②③④⑤)
	監査役会議事録 (含 書面報告)	監査役会の日から 本店 10 年間 (会 394①)	株主及び親会社社員 (権利行使のため)、債権者 (責任追及のため)、裁判所の許可を得て閲覧・謄写 (会 394②③)
	社債権者集会議事録	社債権者集会の日から 本店 10 年間 (会 731②)	社債管理者・社債権者 閲覧・謄写 (会 731③)
	役員退職慰労金支給基準	本店 (施規 82②、83②、84②) (注5)	議決権のある株主 閲覧 (施規 82②、83②、84②)
有価証券報告書等	有価証券届出書 有価証券報告書 半期報告書 臨時報告書 ほか	本店・主要支店・事務所 財務局 金融商品取引所 日本証券業協会 5 年間ほか (金商法 25①②③)	公衆縦覧 (金商法 25①②③)
	有価証券報告書等の記載内容に関する確認書	5 年間 (金商法 25①四)	公衆縦覧 (金商法 25①四)
	内部統制報告書	5 年間 (金商法 25①五)	公衆縦覧 (金商法 25①五)
組織再編に必要な書類	吸収合併契約書 吸収分割契約書 株式交換契約書 ほか	吸収合併消滅株式会社本店 吸収分割株式会社本店 株式交換完全子会社本店 事前開示の開始日から効力発生日まで 事前開示の開始日から効力発生日後 6 か月まで ほか (会 782①、791②、794① ほか)	株主、債権者、新株予約権者、その他の利害関係人 ほか (営業時間内の閲覧・交付。会 782③、791③、794③ ほか)

(注1) 連結計算書類については備置は不要。

(注2) ただし、閲覧・交付には会社の定めた費用の支払が必要。

(注3) ただし、閲覧・交付には請求理由を明らかにしなければならない。

(注4) 株式取扱規則は法定の規則ではなく、定款により委任された規則であるため、備置は義務付けられていないが、定款の備置規定を準用 (東証の有価証券上場規程施行規則 418 条 16 号により、変更があった場合に東証への提出は必要)。

(注5) 退職慰労金に関する議案があるとき、議案が一定の基準に従い取締役、監査役等の第三者に一任するものであるときは、その基準の内容を株主総会参考書類に記載するか、招集通知発送の日から総会の決議終了まで備置しておくことが必要。

参考資料 16 監査役との責任限定契約例（第 12 章関連）

ここで紹介する記載例は、あくまで参考としての実例である。契約内容は、各社で十分に検討しご判断願いたい。

責任限定契約書（例）

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と甲の監査役〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、乙の甲に対する会社法第 423 条第 1 項による損害賠償責任について、会社法第 427 条第 1 項及び甲の定款第〇条の規定に基づき以下のとおり契約する。

第 1 条（責任の限度額）

乙の甲に対する監査役としての任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任については、乙が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇〇万円又は会社法第 425 条第 1 項が定める乙の最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする。

第 2 条（本契約の効力）

1. 乙が甲の定時株主総会において監査役として再任されたときは、本契約はそのまま効力を有するものとし、以後も同様とする。
2. 乙が甲又は甲の子会社の業務を執行する取締役若しくは支配人その他の使用人又は子会社の執行役となったときは、本契約は将来に向かってその効力を失う。
3. 乙が甲の監査役を退任した場合は、本契約は失効する。ただし、退任後も在任中の職務に対しては第 1 条の効力を有するものとする。

本契約及び法令に定めのない事項については甲乙協議して決定する。

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上各 1 通を所持する。

〇〇〇〇年〇月〇日

甲	〇〇県〇〇市〇〇	
	〇〇〇〇株式会社	
	代表取締役社長	〇〇〇〇 印
乙	〇〇県〇〇市〇〇	
		〇〇〇〇 印

参考資料 17 監査役との補償契約例（第 12 章関連）

ここでは監査役を対象にしているが、監査役を取締役に置き換えて使用することも可能である。なお、ここで示した契約内容は、あくまでも参考例であり、会社役員と補償契約を締結するかどうか、補償の内容と範囲、手続等をどのように決定するかは、各社で十分に検討してご判断願いたい。

補償契約書（例）

〇〇株式会社（以下「甲」という）と甲の監査役である□□（以下「乙」という）は、会社法第 430 条の 2 第 1 項に基づき、[甲の乙に対する会社補償について、]以下のとおり補償契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条 （目的）

本契約は、会社法第 430 条の 2 第 1 項により、乙の甲の役員等（会社法第 423 条第 1 項に規定する役員等をいい、以下同じ）としての職務の執行に関して発生した費用及び損失の補償について定めることを目的とする。

第 2 条 （費用の補償）

- 1 乙が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求（甲が乙に対して当該請求を行った場合を除く）を受けた場合、甲は、乙に対して、これらの請求等に対処するために支出する下記の費用（以下「**防御費用**」という）のうち通常要する費用の額を補償する。
 - (1) 弁護士その他専門家に対する報酬
 - (2) 訴訟に係る費用
 - (3) 旅費交通費、通信費及び印刷・複写費用
 - (4) その他、乙がこれらの請求等に対処するために合理的に支出する費用（ただし、上訴のために必要となる担保やその提供のために必要となる費用は除く）。
- 2 乙は、前項の防御費用の補償を甲に求めるときは、費用の明細及び甲がその必要性和その範囲の妥当性を判断するために合理的に求める書類・資料等を添えて、書面にて甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた日から（ ）営業日以内に、本条の要件の充足の有無を判断し、その結果を乙に対して書面にて通知する。
- 4 甲は、本条の要件を充足すると判断し、本条第 2 項の請求に係る防御費用を補償する場合、前項の通知をした日から（ ）営業日以内に、次に掲げるいずれかの方法によって、防御費用の支払いを行う。
 - (1) 乙に代って、当該防御費用を支払う方法
 - (2) 乙に対して、当該防御費用を支払うための金銭を事前交付する方法（ただし、当該防御費用が実際に発生した場合に限る）
 - (3) 乙に対して、乙が支払った当該防御費用を償還する方法
- 5 甲が本条第 4 項のいずれかの支払をした場合において、乙が本契約第 1 条の職務の執行に際して自己若しくは第三者のために不当な利益を図り、又は、甲に損害を与える意図があったことが判明したときは、乙は、甲が支払った金額に相当する金銭を速やかに甲に返還しなければならない。
- 6 本条第 3 項の補償の要否及びその範囲についての判断並びに前項の返還の要否に関する判断は、甲の取締役会において行う。乙は、取締役会から求められた書類、資料等を提出するとともに、取締役会から要請があったときは、取締役会において説明を行うなど必要な協力を行うものとする。

第3条 （損失の補償）

- 1 乙が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、甲は、乙に対し、次に掲げる損失（以下「損失」という）を補償する。
 - (1) 確定判決又は仲裁判断に基づき当該損害を乙が賠償することにより生ずる損失
 - (2) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に裁判上の和解又は調停（以下「和解等」という）が成立したときは、乙が当該和解に基づき金銭を支払うことにより生ずる損失。ただし、乙が当該損失の補償を受けるためには、乙は、和解等をする前の適切な時期に、当該和解等の内容及び和解の理由等に関する説明書、その他甲がその必要性や相当性について判断するために合理的に求める資料や情報を甲に提供し、和解等をする事について甲の書面による事前同意を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、甲は、乙に対して、当該各号の損失の補償を行わない。
 - (1) 甲が前項各号の損害を賠償するとすれば乙が甲に対して会社法第423条第1項の責任（役員等として、任務懈怠により、会社に対して与えた損害を賠償する責任）を負う場合には、前項各号の損失のうち当該責任に係る部分
 - (2) 乙がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより損害を賠償する責任を負う場合には、前項各号の損失の全部
 - (3) 甲の事前同意を得ずに行った和解により金銭を支払った場合には、当該支払いによる損失全部（ただし、甲がその判断により相当と認める場合は除く）。
- 3 乙は、本条第1項第1号の損失の補償を甲に求めるときは、確定判決又は仲裁判断の後、速やかに、甲にその旨を通知の上、確定判決に係る判決文又は仲裁判断書の写しを甲に提出し、書面にて甲に請求しなければならない。
- 4 乙は、本条第1項第2号の損失の補償を甲に求めるときは、和解等成立後遅滞なく、当該和解等に係る和解調書、調停調書又は和解契約書を甲に提出し、当該和解に基づく損失について書面にて甲に請求しなければならない。
- 5 甲は、前2項の請求を受けた日から（ ）営業日以内に、本条の要件の充足の有無を判断し、その結果を乙に対して書面にて通知する。
- 6 甲は、本条の要件を充足すると判断し、本条第1項に定める損失を補償する場合、前項の書面の通知をした日から（ ）営業日以内に、次に掲げるいずれかの方法によって、当該損失に係る支払を行う。
 - (1) 乙に代って、当該損失に係る支払を行う方法
 - (2) 乙に対して、当該損失に係る支払に足りる金銭を事前に交付する方法
 - (3) 乙に対して、当該損失に係る乙の支払分を償還する方法
- 7 本契約第3条第1項第2号ただし書きの同意、本条第5項の補償の要否及びその範囲についての判断は、甲の取締役会において行う。乙は、取締役会から求められた書類、資料等の提出を行うとともに、取締役会から要請があったときは、取締役会において説明を行うなど必要な協力を行うものとする。

第4条 （乙の報告義務）

- 1 乙は、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたときは、甲に対し、直ちにその旨を報告し、その後の経過についても適時に報告するものとする。
- 2 乙は、本契約第2条又は前条に基づいて甲から補償を受けた場合、甲の要請に従い、当該補償についての重要な事実を甲の取締役会に報告するものとする。

第5条 （乙のその他の義務）

- 1 乙は、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追

及に係る請求を受けたときは、自らに法令違反若しくは責任がないことの証明又は自らの責任の軽減をするために必要な防御活動その他の措置をとるよう努めるものとする。

- 2 乙は、本契約に従い補償を受けた費用若しくは損失又は当該補償に関する記録・資料、その他の情報を、善管注意義務をもって、本契約の終了後（ ）年間保管し、甲が合理的な理由に基づき要求するときは、これらの記録等を提供するものとする。

第6条 （免責）

- 1 乙が本契約第2条第2項若しくは第6項、第3条第3項、第4項若しくは第7項に基づく情報等の提供又は第4条第1項に基づく報告を怠り、甲が催告したにもかかわらず、これに応じなかった場合には、甲は本契約に基づく補償義務を負わないものとする。ただし、乙が当該情報の提供又は報告をしなかったことにより甲に不利益が生じなかった場合はこの限りでない。
- 2 乙が会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約により防御費用又は損失の補填を受けた場合、当該補填を受けた範囲で甲は本契約に基づく補償責任を負わないものとする。乙は、本契約に基づいて甲から補償を受けた後に当該防御費用又は損失について会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約により防御費用又は損失の補填を受けた場合、甲に対し、当該補填と同額の金銭を返還するものとする。

第7条 （本契約の効力）

- 1 乙が、甲の役員等に該当しなくなったときは、本契約は、その時より将来に向かってその効力を失う。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約の効力発生日から失効時までの乙の甲の役員等としての職務の執行に関する部分については、なお本契約は効力を有するものとする。

第8条 （契約の解除）

- 1 甲は、乙が本契約に基づく義務の全部又は一部を履行しない場合、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に乙が当該義務を履行しないときは、書面にて通知することにより本契約を解除することができる。
- 2 前項に基づく本契約の解除は将来に向かってのみその効力を失うものとする。
なお、前項により本契約が解除されたとしても、第7条第2項の規定は効力を失わないものとする。

第9条 （協議）

本契約に関し疑義が生じた事項及び本契約において定めのない事項については、甲乙が誠実に協議の上解決をする。

第10条 （合意管轄）

本契約について紛争が生じた場合は、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

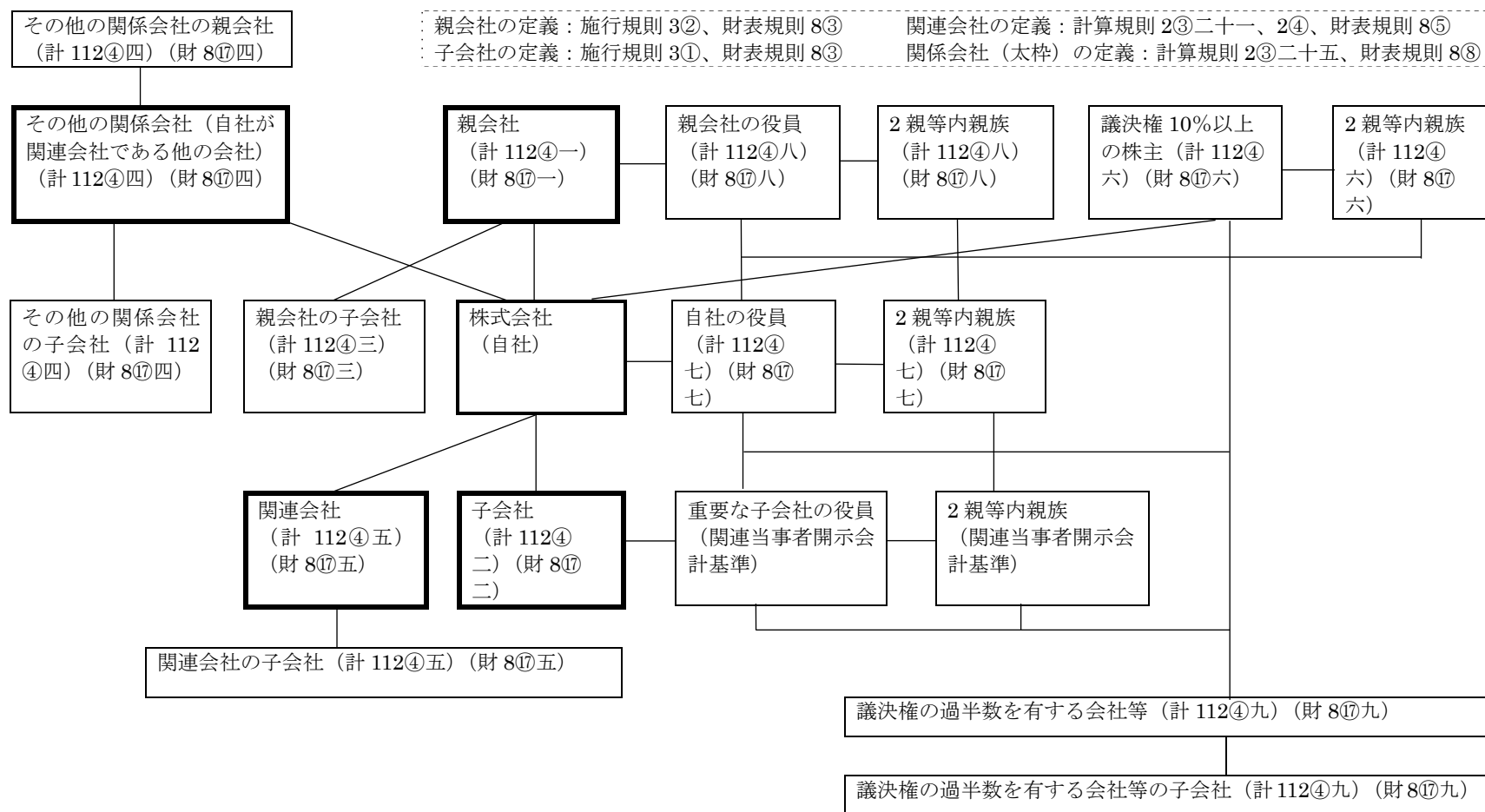
本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

〇〇〇〇年〇月〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇 印

参考資料 18 親会社、子会社、関連会社、関係会社（太枠）、関連当事者（下図全て）の関係図



※ 計、計算規則：会社計算規則 施行規則：会社法施行規則 財、財表規則：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

関連当事者開示会計基準：企業会計基準第 11 号 関連当事者の開示に関する会計基準

参考資料 19 スキル・マトリックスの例

							主要なスキル							特記すべき専門分野
							在任年数	指名委員会	報酬委員会	企業経営 事業経営	ガバナンス・ リスクマネジ メント	財務・会計・ ファイナンス	技術・ 研究開発	
取締役	A			男性			6年	○	○	○	○			SCM、マーケティング
	B			男性			4年			○			○	技術開発、商品開発
	C			男性			1年			○		○		グローバルマーケティング
	D	筆頭社外 取締役	非執行	男性	社外	独立	3年	○	○	○	○			グローバルビジネス
	E	取締役会 議長	非執行	女性	社外	独立	1年	○	○	○			○	最先端技術研究
	F		非執行	女性	社外	独立	—	○	○	○		○		ファイナンス
	G			男性	社外	独立	—		○	○				情報分析／発信
	H			男性	社外	独立	—	○		○			○	サステナビリティ、技術 経営
監査役	I			男性			2年				○			人事、人材開発
	J			男性			1年				○	○		経理、財務、会計
	K			男性	社外	独立	5年				○	○		企業法務
	L			女性	社外	独立	—			○			○	技術／研究開発
	M			女性	社外	独立	—				○	○		会計監査

参考資料 20 有価証券報告書等の監査のポイント

各社における有価証券報告書等の作成プロセスは、作成に関与する部署の範囲や機関決定プロセス、時系列も含めて様々であり、さらに監査役の側のリソースも各社によって異なり、監査役としての対応に関する一律の指針を提示することは難しいため、ここでは「新任ガイド」の「Q91 有価証券報告書等の監査」における、有価証券報告書の監査に係る記載の抜粋を紹介する。同記載は、一律の指針ではなく、「監査を行う場合に、どのようなポイントに重点を置くべきか」という観点で取りまとめている。

	ポ イ ン ト
①	有価証券報告書の作成・開示体制(金商法の内部統制)が整備されているか。
②	会社の実情に精通している監査役の目からみて、開示情報に法令違反や重要な誤りがないか、報告の内容が誤解を生じさせるものでないか(基準 45①)。
③	特に、「第2 事業の状況」中の「1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「3. 事業等のリスク」、「4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、及び「第4 提出会社の状況」中の「4. コーポレート・ガバナンスの状況等」は、経営者の意見・判断を示す内容であり、投資家が着目する情報なので、監査役の視点に立ってしっかり監査することが必要。また、監査役会等の「活動の状況」について具体的かつ分かりやすい記載が求められている。監査役はこれらの記載について検討し、適切な開示となるように努めなければならない。
④	監査の作業量が多くなるので、できるだけ早く草稿の段階から原案を入手して、前年度の有価証券報告書と対比しながら、全体を通読して重要な問題点の有無を検証する。また、当期の会社法上の事業報告との比較も有益。 網羅的というよりも、重点事項の重点チェックというスタンスが必要。
⑤	問題点があれば、有価証券報告書作成担当者から説明を受けたり、原資料を問い合わせたりして、重要な内容の正確性を確認する。
⑥	監査人から、連結財務諸表、財務諸表の監査の状況及び、その他の会計関連箇所の監査の状況について説明を受ける。
⑦	有価証券報告書に併せて提出する、代表者の「確認書」と「内部統制報告書」についても、その内容が適正であることを確認する。

(注) 有価証券報告書について、体制の監査にとどめる場合は、①及び⑥に重点を置いて監査を実施する。

有価証券報告書等の監査については、「有価証券報告書の作成プロセスに対する監査役等の関与について－実態調査に基づく現状把握と事例紹介－」(監査法規委員会、2023 年 12 月 6 日)にも詳述されている。